

## 家庭廃棄物収集の禁止命令違反者の刑事告発及び 氏名等の公表について

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(以下「条例」という。)第32条の2第2項に規定する家庭廃棄物の収集の禁止命令違反者について、次のとおり刑事告発し、氏名等を公表したので報告する。

### 1 対象者

渋谷区在住の女性(60歳代)

### 2 刑事告発

#### (1) 告発の趣旨

被告発人の告発事実記載の事項は、条例第76条第2号に該当するため、  
厳重な処罰を求めるべく告発する。

#### (2) 告発事実

- ① 被告発人は、条例に定める禁止規定に違反して中野区のびん・缶・ペットボトル集積所(以下「集積所」という。)に区が設置した回収ケースに入った缶を持ち去る行為を繰り返し、平成26年10月から平成30年2月までに、5回にわたり区から持ち去り行為をやめるよう指導を受けた。
- ② 被告発人は、平成30年5月10日(木)に条例第32条の2第1項の規定に違反して、「集積所」に区が設置した回収ケースに入った缶を収集していたため、同条第2項の規定に基づき、区から「収集・運搬禁止命令書」の交付を受け、再利用を目的として分別された家庭廃棄物の収集の禁止を命じられた(以下「本件命令」という。)
- ③ 被告発人は、平成30年7月12日(木)、中野区中央2丁目21番の集積所に区が設置した回収ケースに入った缶を、自ら乗ってきた自転車で持参したビニール袋に移し替えて、約4.0kg収集した。
- ④ 被告発人の上記③の行為は、本件命令に違反するものである。

#### (3) 告発年月日

平成30年8月10日(金)

### 3 氏名等の公表

#### (1) 公表の理由

被告発人は、区から複数回にわたり指導を受けたうえ、条例第32条の2第2項の規定による家庭廃棄物の収集の禁止命令を受けたにもかかわらず、その禁止命令に違反したため、氏名公表の必要があるものと判断した。

(2) 根拠法令

条例第32条の2第3項及び中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例等施行規則第16条の5

(3) 公表事項

氏名、住所、違反行為の内容、違反行為を行った日時及び集積所の所在地、公表の理由

(4) 公表期間

平成30年8月22日（水）から平成30年9月20日（木）まで

(5) 公表の方法

- ① 区役所本庁舎前の掲示場への告示文の掲示
- ② 区ホームページへの掲載